

管理料のお知らせ

令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴い以下の管理料、加算を算定することになりましたのでお知らせいたします。

～医療 DX 推進体制整備加算～

医療 DX では、診療・治療・薬剤処方等における情報を最適な形で活用し、皆様がより、良質な医療を受けられる体制の構築を目指します。

当院での取り組み

- ① 診療報酬のオンライン請求をおこなっております。
- ② オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ③ マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう、取り組んでおります。
- ④ (今後導入予定)電子処方箋の発行
- ⑤ (今後導入予定)電子カルテ情報共有サービスの取り組みを実施

令和 7 年 4 月～ 月に 1 回 ※初診で受付の場合に算定

- ・医療 DX 推進体制整備加算 4(医科) (10 点)
- ・医療 DX 推進体制整備加算 5(医科) (9 点)
- ・医療 DX 推進体制整備加算 6(医科) (8 点)

～医療情報取得加算～

取り組みについては上記、医療 DX 加算①～③と同じ

- ・医療情報取得加算(初診) (1 点)
- ・医療情報取得加算(再診) (1 点) 3 か月に 1 回

～生活習慣病管理料(Ⅱ)～

対象となる方

- ・高血圧症を当院で治療している方
- ・糖尿病を当院で治療している方

症状に応じた療養計画書を作成し、初回のみご署名をいただきます。
以前より診察にお時間をいただく場合がございます。ご了承くださいませ。

・生活習慣病管理料(Ⅱ) 333点 月1回

～一般名処方加算～

「一般名処方」とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

当院では、患者様に適切に医薬品を提供するために、

処方箋には、医薬品の「商品名」でなく、有効成分を元にした「一般名処方」を実施しています。

・一般名処方加算1（10点）処方箋の交付1回につきそれぞれ算定

※後発医薬品のあるすべての医薬品(2品目以上)が一般名処方されている場合に算定

・一般名処方加算2（8点）処方箋の交付1回につきそれぞれ算定

※1品目でも一般名処方された医薬品がある場合に算定

【明細書発行体制等加算】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行いたしております。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

～長期収載品の選定療養について～

令和 6 年 10 月～

患者さんの希望により長期収載品（後発医薬品《ジェネリック医薬品》がある先発医薬品）を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の 4 分の 1 に相当する金額を、選定療養費（特別の料金）として患者さんにご負担いただく仕組みです。

対象となる医薬品

- ・ 外来での院内・院外処方
- ・ 後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が 50% 以上の長期収載品（注射薬剤含む）

対象外になる患者

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合や後発医薬品の提供が困難な場合は**対象外**となります。

負担金額

- ・ 長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の 4 分の 1 となります。
※選定療養費には別途消費税も必要になります。

省令・告示や具体的な対象医薬品リストなど、詳細については[厚労省ホームページ](#)をご確認ください。

以上、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

海老名おおくさ泌尿器科クリニック